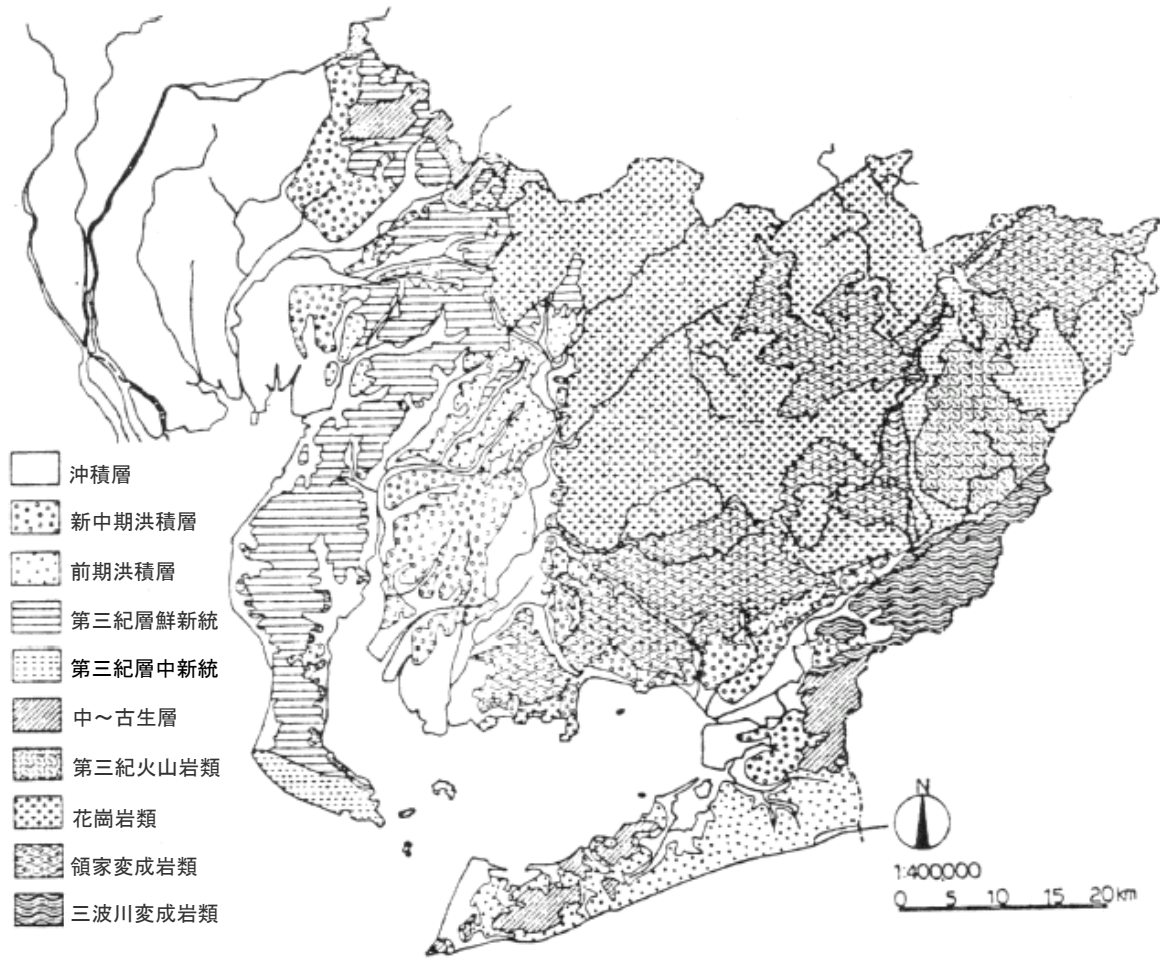


1 3 その他、参考資料

13-1 地形・地質



愛知県地質概要図(「愛知県地質図」を略化転載)

13-2 非常配備人員編成計画表

部	班	第 1 非常配備	第 2 非常配備	第 3 非常配備	
—	危機管理班	危機管理課	8	8	9
企画部	秘書広報第 1 班	秘書課	4	12	12
	秘書広報第 2 班	元気などよかわ発信課	0	1	3
	企画政策班	企画政策課	0	1	5
	情報管理第 1 班	情報政策課	1	3	12
	情報管理第 2 班	監査委員事務局	1	2	3
総務部	行政班	行政課	1	6	14
	職員班	人事課	0	3	17
	契約検査班	契約検査課	1	3	9
	議会連絡班	議事課	1	3	8
財務部	経理班	財政課	0	1	10
	財産管理班	財産管理課	3	8	17
	証明班	市民税課	1	5	18
	被害調査班	資産税課	1	5	19
	体制整備班	収納課	1	4	14
	出納班	会計課（会計管理者）	0	2	5
福祉部	福祉班第 1 班	地域福祉課	4	7	28
	福祉班第 2 班	障害福祉課	2	2	11
	高齢者支援班	介護高齢課	3	6	21
	避難誘導班	保険年金課	3	9	27
子ども健康部	子ども対策第 1 班	子育て支援課	9	36	39
	子ども対策第 2 班	保育課	48	61	257
	保健班	保健センター	7	12	45
市民部	安否確認班	市民課	2	8	24
	市民協働国際班	市民協働国際課	2	5	11
	人権生活安全班	人権生活安全班	3	5	11
	文化施設班	文化振興課	4	6	16
	支所第 1 班	一宮支所	2	3	6
	支所第 2 班	音羽支所	2	3	5
	支所第 3 班	御津支所	2	3	6
	支所第 4 班	小坂井支所	2	3	6
産業環境部	食糧調達班	農務課	5	9	22
	物資調達班	商工観光課	2	5	20
	企業立地推進班	企業立地推進課	2	3	5
	環境対策班	環境課	2	4	8
	清掃班	清掃事業課	4	10	31
建設部	公共土木施設第 1 班	道路河川管理課	21	21	24
	公共土木施設第 2 班	道路建設課	4	13	13
	住宅班	建築課	4	8	23
都市整備部	公共土木施設第 3 班	公園緑地課	2	4	12
	公共土木施設第 4 班	区画整理課	4	7	13
	公共土木施設第 5 班	都市計画課	3	7	15
	公共土木施設第 6 班	市街地整備課	4	7	14
上下水道部	上下水道総務班	経営課	6	10	14
	給水班	水道整備課	8	17	29
	下水道班	下水整備課	8	9	17
消防本部	総務班	総務課	4	8	13
	予防班	予防課	4	6	13
	通信指令班	通信指令課	4	7	8
	消防署班	消防署	56	156	165
	消防団班	消防団	61	269	519
市民病院事務部	病院管理第 1 班	庶務課	3	5	17
	病院管理第 2 班	経営企画室	4	4	14
	病院管理第 3 班	医事課	2	4	11
市民病院医療部	医療班	救急医療部	15	36	809
教育部	文教施設第 1 班	庶務課	4	5	18
	文教施設第 2 班	生涯学習課	3	5	18
	文教施設第 3 班	中央図書館	2	4	18
	学校教育班	学校教育課	1	4	14
	体育施設班	スポーツ課	2	4	11
	給食施設班	学校給食課	3	6	15
合 計		365	893	2,611	

部長・次長を除く。但し、課長兼務の次長については課長に入れる。
再任用職員を含む。

13-3 被害状況判定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊・半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	

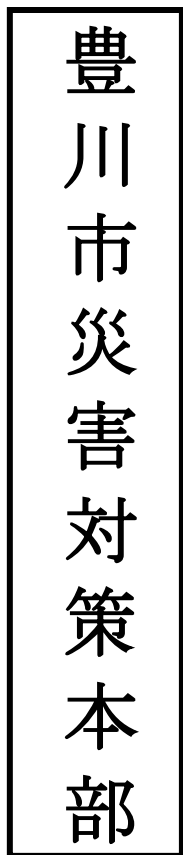
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じる。
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
電話	災害により、通話不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により、停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

火 災 発 生	(火 災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法(昭和23年法律第186号)第11条に規定する市町村長等が許可した製造所等。
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、見査定額(被害見込額)はカッコ書きするものとする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、海苔、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

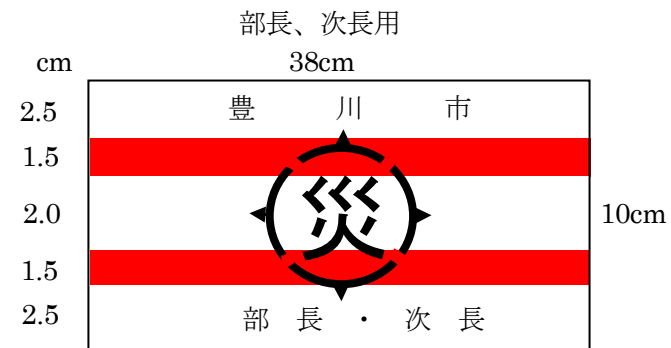
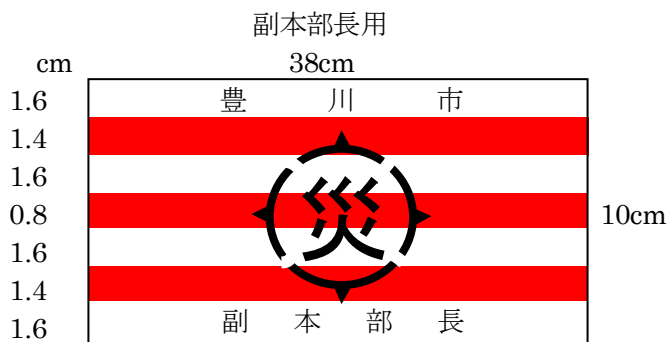
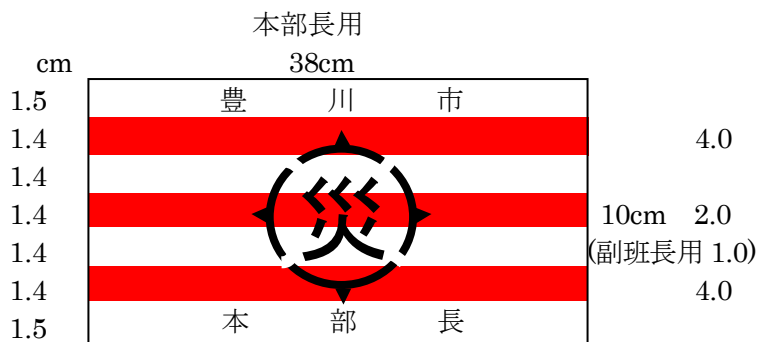
ただし、ここでいう被害報告とは、災害が発生してからその災害に対する応急措置が完了するまでの、災害対策基本法(第53条)に規定されている総括的な速報式のものであり、災害が発生してから、一定期間経過後、関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれ定められている要領により、各部班において収集し、報告するものであるため、本計画では省略する。

13-4 標識

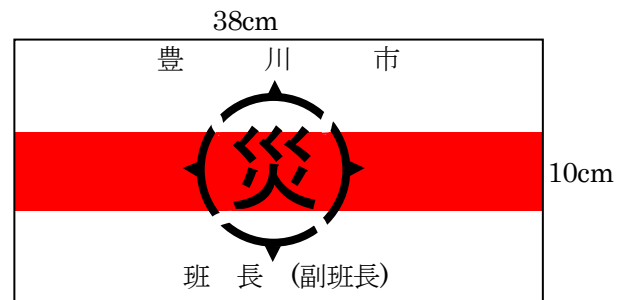
1 標示板



2 腕章

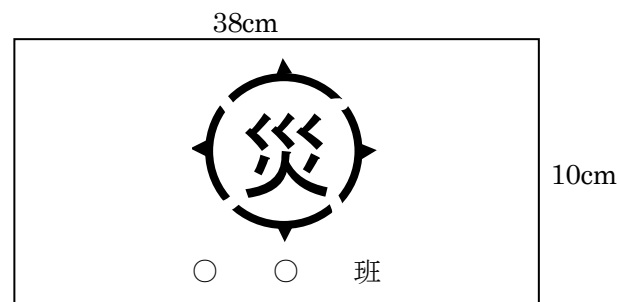


班長 (副班長用)

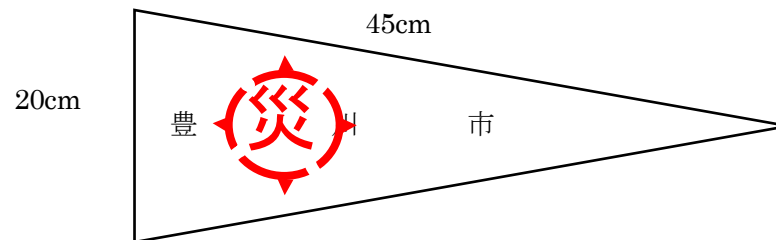


※ () は副班長用

班員用



3 標旗



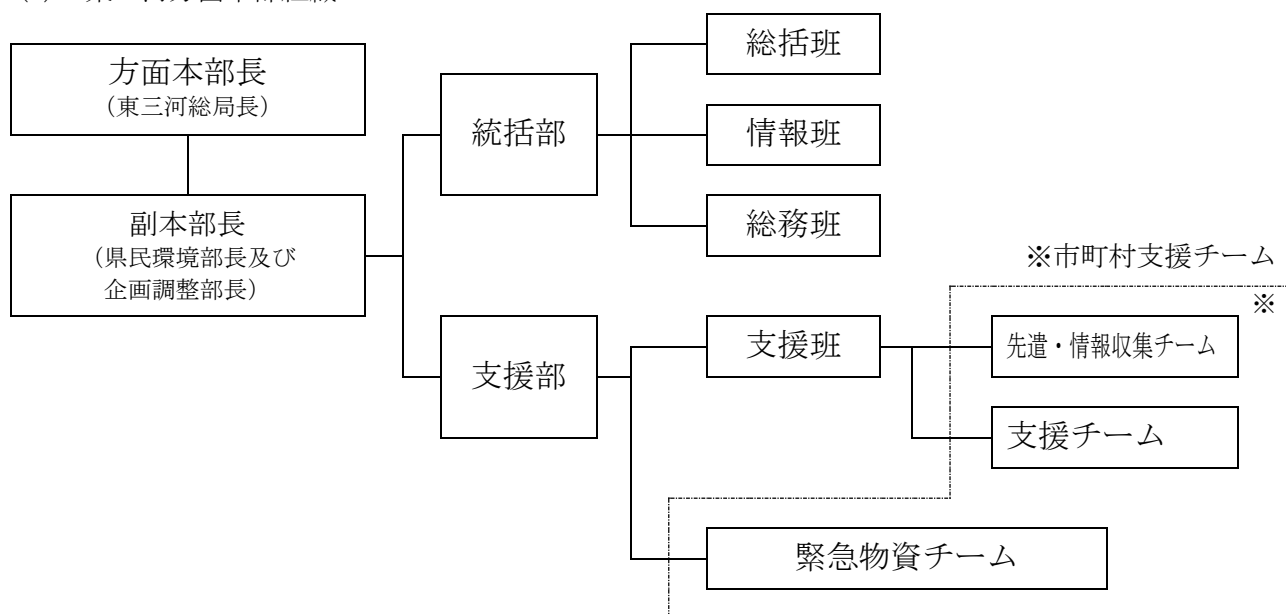
1 3 - 5 主要防災機関の応急対策の概要

1 愛知県東三河総局（東三河方面本部）

(1) 配備体制の現況

第1非常配備	1個班
第2非常配備（準備体制）	1個班、指揮班
第2非常配備（準備強化体制）	2個班、指揮班
第2非常配備（警戒体制）	災害対策センター室開設
第3非常配備	災害対策センター室開設（全職員参集）

(2) 東三河方面本部組織



(3) 災害時における応急活動の概要

- 災害応急活動の総合調整
- 管内市町村の情報収集・整理
- 管内市町村災害対策本部の支援（市町村支援チーム、先遣・情報収集チームの派遣）
- 緊急物資の調整・配分
- 管内防災関係機関応援部隊との調整
- 管内市町村が実施する災害応急活動の支援（支援チーム、市町村支援チームの派遣）

2 愛知県豊川警察署

(1) 警備体制の現況（最大動員 170名）

警備本部	本部長以下	20名
一般部隊	3個小隊	60名
交通部隊	3個小隊	30名
特科部隊	5個部隊	60名

※ 長期体制下は、現地警備本部長が災害の規模、態様及び災害応急対策の推進状況等に
 応じて部隊編成を行う。

(2) 装備資機材の概要

ア 車 両 30台（内パトカー10台）

- イ 救命機材 舟艇1艇（船外機1機）
救命胴衣16個（救命浮環29個）
担架4個
- ウ 照明器材 発動発電機3機
投光器2台
信号機用発動発電機9機
- エ 工作器材 エンジンカッター1台
エンジンチェンソー1台
- オ その他の防災資機材
天幕1式 ろ水機1機 ミニレッカー1組
救出工具セット18セット つるはし、とびくち、等

(3) 災害時における応急活動の概要

- ア 現地警備本部の設置
- イ 避難勧告措置について市長に対し助言する。
- ウ 水防管理者からの要求に対する応援部隊の派遣及び急を要する場合の積極的応急措置を実施する。
- エ 関係機関との連絡協調
- オ 緊急の場合の警戒区域の設定と立ち入りの制限、禁止及び退去の措置
- カ 市長又は水防管理者が避難立ち退きの指示をするいとまがないときは、警察官の判断において避難立ち退きを命ずる。
- キ 避難誘導を実施する。
- ク 避難後の財産保護に努める。
- ケ 溺者、埋没者その他負傷者の救出、救護等に努める。
- コ 救助物資の輸送について、警備活動に支障のない限り積極的に協力する。
- サ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を実施する。
- シ 緊急通行路の確保等交通秩序を確立する。
- ス その他被害調査、広報活動、犯罪の予防警戒、情報の収集、不法事案の取締り等に従事する。

3 愛知県東三河建設事務所

(1) 配備体制の現況

- 第1非常配備体制 1個班
- 第2非常配備体制（準備体制） 1個班
〃（警戒体制） 副隊長1名 2個班
- 第3非常配備体制 全職員
- ※ 班の構成（班長1名、班員3名）

(2) 災害時における応急活動の概要

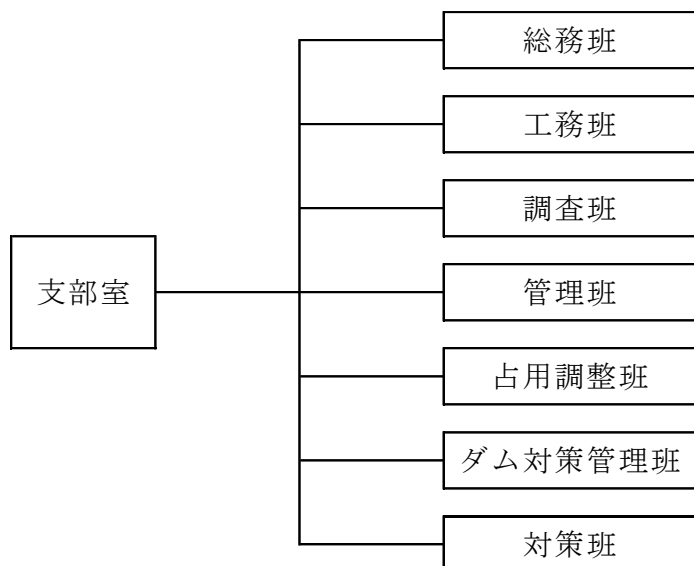
道路、河川、砂防等の欠損及び破損に対して適切な指揮を行い、水防本部との緊急連絡を実施する。

- ア 管轄区域

- 豊川市、豊橋市、蒲郡市、田原市
- イ 河川（豊川市関係分）
 - 一級河川 善光寺川・古川
 - 二級河川 佐奈川・帯川・音羽川・白川・西古瀬川・安藤川・山陰川・御津川・紫川

4 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

(1) 災害対策支部組織一覧表



(2) 支部体制

ア 準備体制

- 愛知県に大雨に関する注意報が発令されるなど、出水が予想される場合
- 寒狭川頭首工が風水害に係る体制に入った場合

イ 注意1体制

- 豊川が、豊川水系豊川放水路分流堰操作規則に定める洪水警戒体制をとる必要がある場合（放水路第一水位観測所の水位が4.00mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき）で、なおかつ、矢作川において注意体制をとる必要がない場合

ウ 注意2体制

- 直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位が水防団待機水位（指定水位）に達する恐れがある場合
- 台風が東海地方に接近する恐れがある場合
- 矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量400m³/s）に達する恐れがある場合
- 直轄河川河口部において、高潮、風浪等により被害が発生する恐れがある場合
- その他事務所長が必要と認めた場合

エ 警戒体制

- 直轄管理区間において、水防警報対象観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがある場合
- 直轄管理区間の各所で小規模な災害が発生した場合
- 大型台風が東海地方に接近する恐れがある場合

- 矢作ダムにおいて放流量が所定の量（矢作ダム放流量800 m³/s）に達した場合
- 高潮警報、暴風波浪警報等が発表され、直轄河川河口部において高潮、風浪等による被害が発生または発生する恐れがある場合
- その他事務所長が必要と認めた場合

オ 非常1体制

- 豊川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達する恐れがある場合

カ 非常2体制

- 矢作川水防警報対象観測所の水位が出動水位に達し、かつ避難判断水位に達する恐れがある場合
- 直轄管理区間で重大災害が発生、又は発生する恐れがある場合
- 大型台風が東海地方に来襲した場合
- 直轄河川河口部において、高潮による重大な被害が発生、又は発生する恐れがある場合
- その他事務所長が必要と認めた場合

(3) 豊川放水路分流せき操作

ア 豊川放水路第1水位観測所において観測した豊川の水位が5.0m以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、分流せきのゲートを開く。

イ 分流量は毎秒1,800 m³を超えないように分流せきのゲートを操作する。

ウ 所長は、分流せきを操作することにより、その上・下流に危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に警告(サイレンの吹鳴及び警報車による警告)する。

・ サイレンの吹鳴

20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒 5秒 20秒

吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴 休止 吹鳴

・ 警報車による警告

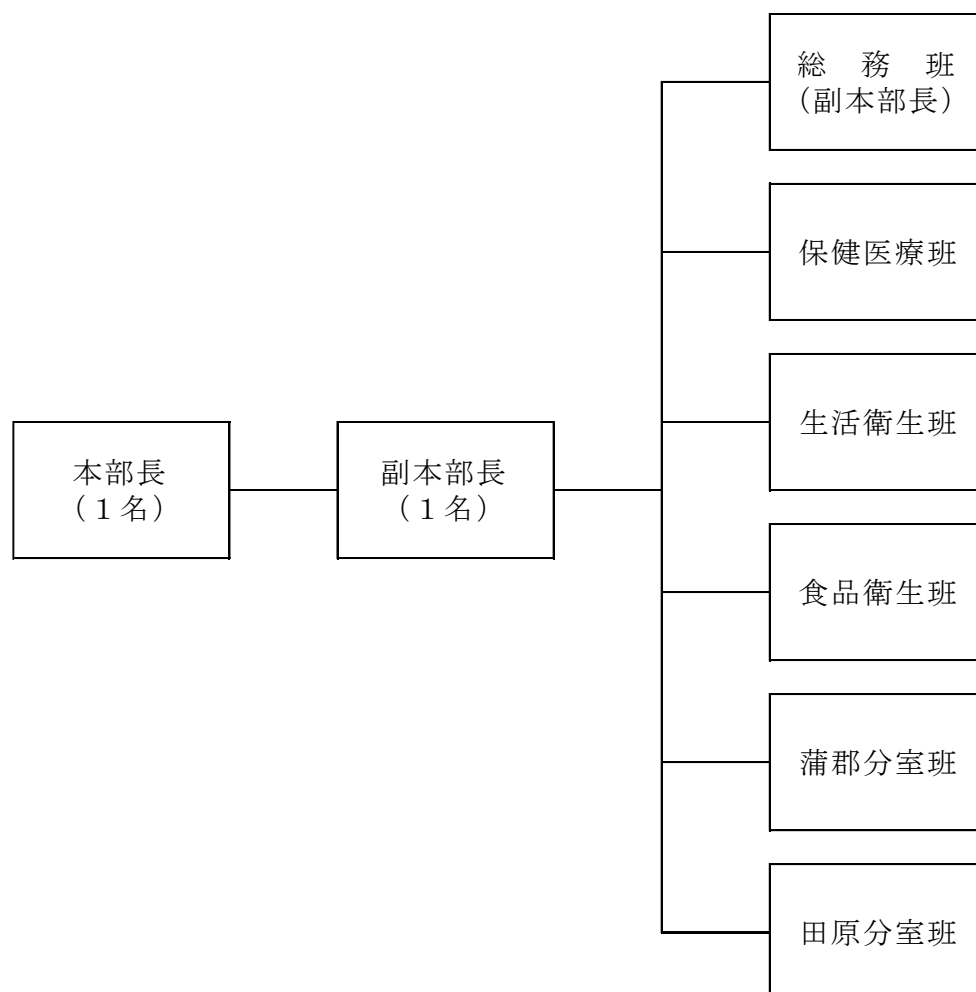
警報車に設置したスピーカーにより放水路の水位の増加時刻、増加量等を一般に周知する。

サイレン警報所

警報所名	所在地	警報担当者	連絡方法
管理所	豊川市行明町	豊川放水路分流せき管理所	直接
下五井	豊橋市下五井町	豊橋河川事務所	無線
前芝	豊橋市前芝町	豊橋河川事務所	無線

5 愛知県豊川保健所

(1) 配備体制の現況

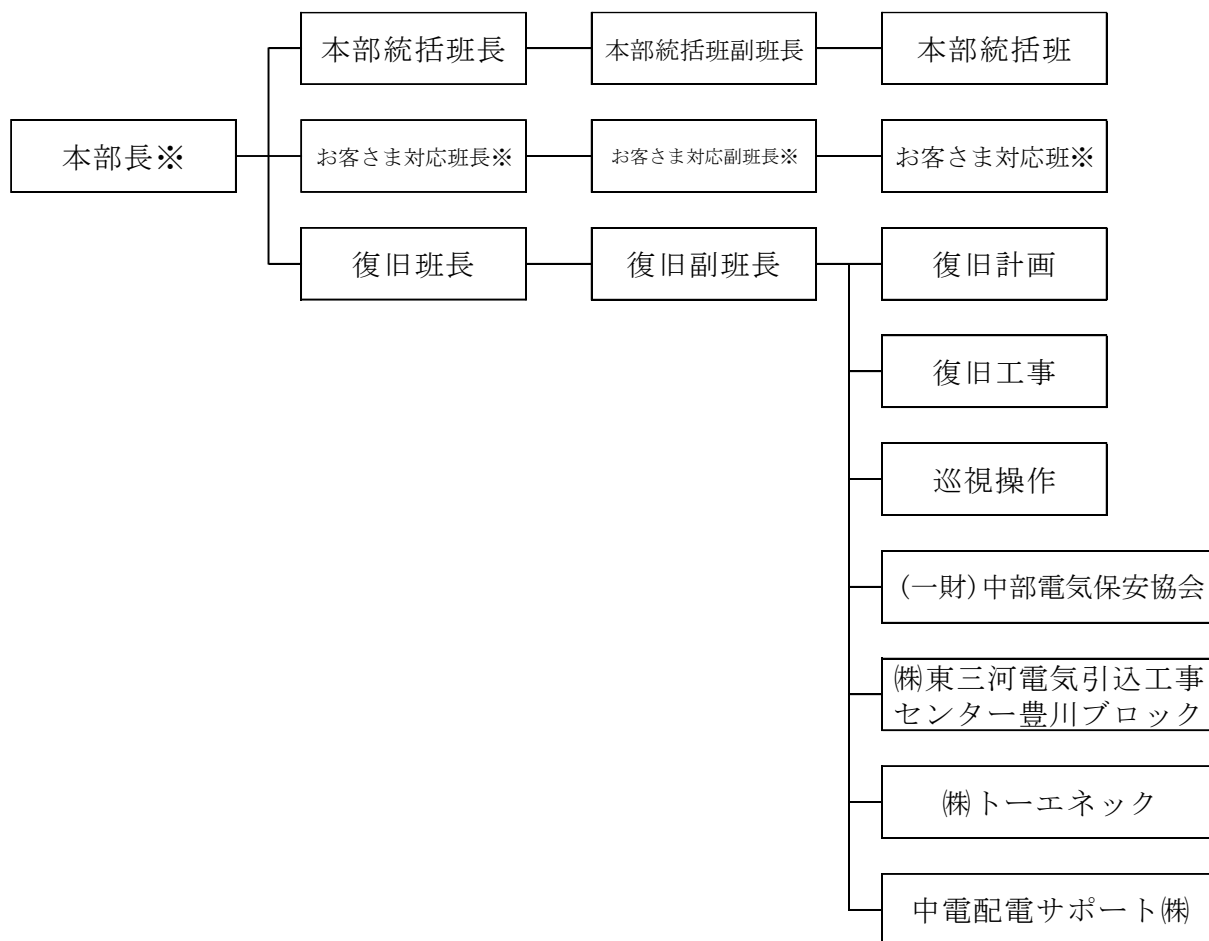


(2) 災害時における応急活動の概要

- ① 被害状況の調査および災害応急対策に関すること
- ② 愛知県健康福祉部において処理すべき防災に関する事務または業務に関すること

6 中部電力パワーグリッド株式会社豊川営業所

(1) 非常配備体制の現況



※豊橋支社常駐

(2) 災害時における応急活動の概要

復旧資機材を無線車に搭載し、被災配電施設等へ急行し、復旧作業にあたる。このときにおける当該無線車との連絡は、すべて豊川営業所無線基地局から行う。

無線車等の編成は次のとおりである。

ア 車 両

(ア) 四輪車 23台

(イ) 特殊車 梯子車 2台 高圧発電機車 1台 穴掘建柱車 1台

イ 無線装置

(ア) 車載型 22台

(イ) 携帯用 8台

(ウ) 基地局 1局

7 NTT西日本株式会社東海支店

(1) 災害予防対策

ア 水害対策

豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を講じてある。

イ 風・雪害対策

暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を講じてある。

ウ 地震・火災対策

地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、耐震又は耐火構造化を講じている。

エ その他

停電時に備えて自家発電設備や蓄電池を設置してあり、電話ケーブル切断などに対しては、主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成としている。

(2) 災害応急復旧対策

ア NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災したときは、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたり、またNTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、応急ケーブルや非常用移動無線車、通信衛星等による通信の確保に努める。

イ お客さまケーブルが被災した場合

NTTビルとお客さまとを結ぶケーブルが被災したときは、ポータブル衛星通信装置、災害応急復旧用無線電話機等により臨時公衆電話を設置し、通信の確保に努めるとともに、警察・消防・病院・行政機関等の重要な通信は優先して確保する。

ウ 広報活動

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支社・支店等前掲示等により直接当該被災地に周知する。

エ 災害時優先電話

東海地震注意情報等（警戒宣言）発令時や災害が発生した場合、電話の使用が激増し、交換機は輻輳状態になりかかりにくくなる。そこで一般電話や電報の利用を制限し、防災機関等の回線を優先的に確保する。なお、あらかじめ発信する電話番号を通信事業者に『災害時優先電話』として登録する必要がある。

8 東海旅客鉄道株式会社

- (1) 運転事故が発生した場合、迅速かつ適切な応急処置によって事故の他に及ぼす影響を最小限にとどめ、支障の除去、復旧作業等に遺漏のないように努める。
- (2) 運転事故が発生した場合は、まず併発事故の防止と人命救助を優先とし、本線支障の除去に総力を結集して輸送の回復に努める。
- (3) 支障の除去、救護、救援及び復旧作業並びに異常時における列車運転の取扱いは、安全確保を第一として処理に努める。
- (4) 運転事故その他により死傷事故が発生した場合は、その状況により作業を一時中止し、または他業務関係社員の応援を求めるなど死傷者の救出に全力を注ぐ。

9 名古屋鉄道株式会社

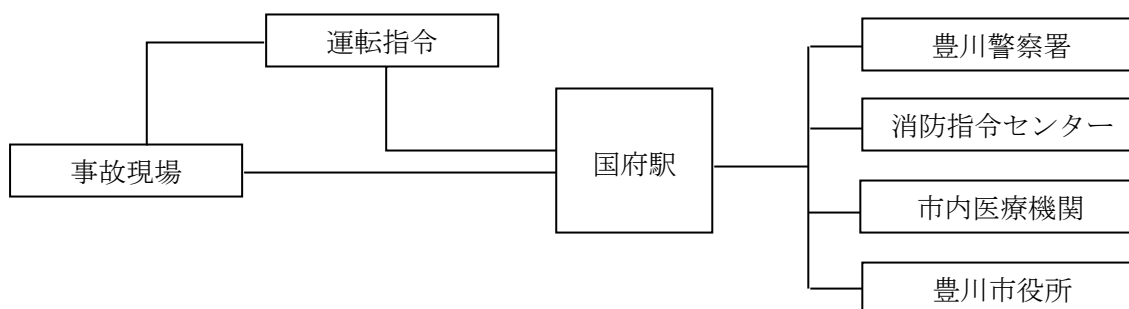
社内乗務員にはすべて「運転取扱心得」を、また各駅はこれに準じて「運転取扱内規」を定め、災害対策を講じているが、その大要は次のとおりである。

- (1) 交通事故発生時（人的被害を伴うもの）における処置について

ア 乗務員は、事故現場より列車無線又は非常電話を使用し、運転指令又は最も近接の駅に通報する。

イ 通報を受けた駅長は、社内関係機関に敏速に通報するとともに、下記関係機関に連絡し、応援を求める。

なお、重大事故発生の場合は、本社の防災会議で決定する。



(注) 名古屋本線御油・小田渕・名電赤坂・名電長沢・豊川線の豊川稲荷・稲荷口・諏訪町・八幡の各駅は、駅員無配置である。

- (2) 異常気象発生時における運行について

豪雨のため線路に浸水し、軌条面上 25mm 以上となったときは、運行を中止する。また、台風、地震、降雪、濃霧等については、特に基準を設けていないが、乗務員又は各駅長の状況判断に基づき運行に危険を生ずるおそれのあるときは、直ちにこれを中止する。

10 豊鉄バス株式会社

「自動車従業員服務規程」により災害対策を講じているが、その大要は次のとおりである。

(1) 事故の処理

ア 事故が発生し、人命又は財産に危険があると認められたとき、または危険があったときは、乗務員は万難を排し、敏速に応急の処置をとらなければならない。

イ 事故が発生したときは、乗務員は前項の処置をとった後、運行管理者に急報して、その指示を受けるとともに、関係箇所に連絡しなければならない。

(2) 異常気象運行中止の限界

運行管理者又は乗務員は、気象通報その他により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるとき及び異常気象の状況が「別表 1」の運行中止限界に達したことを知ったときは、直ちに次の取扱いをしなくてはならない。

ア 運行管理者は、関係乗務員に一時自動車の運転休止の手配をとるとともに、関係箇所に連絡しなければならない。

イ 乗務員は、一時運転を休止し、関係箇所に連絡の手配をとらなければならない。

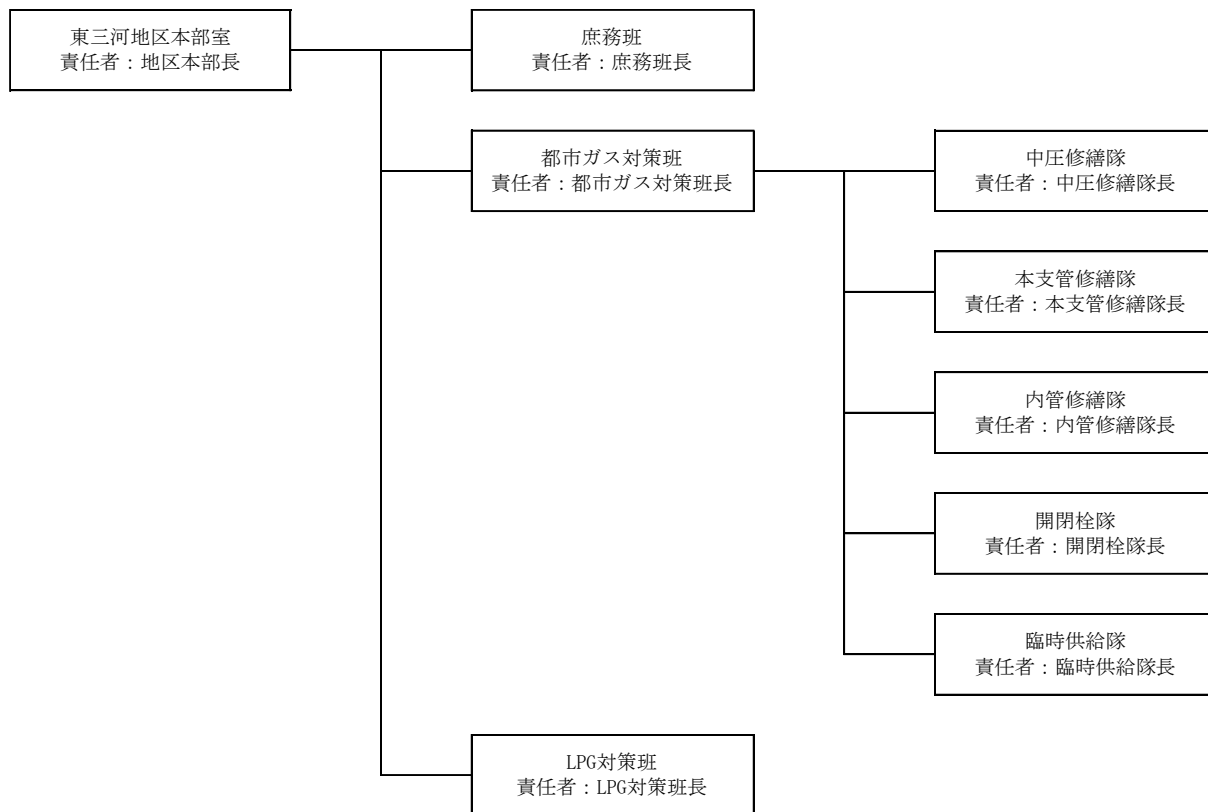
別表 1

運 行 中 止 限 界 の 標 準

区 分	量	区 分	量
風（風速）	20m	積雪	20cm～30cm
雨、霧、吹雪等 （視距離困難）	20m	冠水（水深）	30cm
出水（水位）	橋桁下 1m	その他地盤軟弱道路崩壊	
備考 上記は標準を示すものにして、当時の気象状況その他により適切な判断を行い、安全運転の確立を期するものとする。			

1 1 サラエナジー株式会社（東三河支社、豊橋事業所、豊橋供給センター）、サラエ & L 東三河株式会社

(1) 緊急配備体制の現況
東三河地区本部体制



(2) 災害時における応急活動の概要

緊急者及び緊急工作車を被災現場に急行させ復旧作業にあたるとともに、消防、警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じた適切な措置をとる。この際本部との連絡は専用無線で行い、必要のある場合は、あらかじめ設置された消防・警察機関との直通電話により報告し、又は指示を受けるものとする。

ア 車輛

(ア) 緊急車 2台

(イ) 工作車 2台

イ 無線装置

(ア) 車載型 37台

(イ) 携帯用 24台 ※MCA無線含む

1 3 - 6 防災活動拠点一覽

1 機能

大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

2 要件等

(1) 地区防災活動拠点

災害想定規模	市区町村区域内の林野火災、局地的な土砂災害等	
応援規模	隣接市町村等	
役割	被災市町村内の活動拠点	
拠点数	市町村で1ヵ所程度	
要件	面積	1ha程度以上、できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備	できれば倉庫等

(2) 市街地防災活動拠点

災害想定規模	南海トラフ地震等の大規模な災害等
応援規模	隣接市町村等
役割	物資等の集積などの活動拠点
拠点数	市で1ヵ所程度
面積	800㎡以上

(3) 広域防災活動拠点

災害想定規模	南海トラフ地震等の大規模な災害等
応援規模	隣接県等
役割	広域、全県的な活動拠点
拠点数	県内に数箇所程度
面積	10ha程度以上

3 活動拠点の設定については、次のとおりである。

(1) 地区防災活動拠点

名称	音羽運動公園
所在地	豊川市萩町口猿田1
施設管理者	豊川市
面積	7.34ha
備考	愛知県指定（市町村防災活動拠点）

名 称	三河臨海緑地内臨海球場
所 在 地	豊川市御津町佐脇浜1号地地内
施 設 管 理 者	愛知県
面 積	3.19ha
備 考	愛知県指定（市町村防災活動拠点）

（2）市街地防災活動拠点

名 称	多機能型防災広場
所 在 地	豊川市諏訪1丁目26
施 設 管 理 者	豊川市
面 積	829.28㎡
備 考	豊川市指定（緊急消防援助隊愛知県大隊集結場所）

（3）広域防災活動拠点

名 称	東三河ふるさと公園
所 在 地	豊川市
施 設 管 理 者	愛知県
面 積	62.4ha
備 考	愛知県指定

13-7 文化財施設の現況

国指定

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
建造物	明治40年5月27日	八幡宮本殿	八幡町 八幡宮
	明治40年5月27日	三明寺三重塔	豊川町 三明寺
	昭和28年 3月31日	三明寺本堂内宮殿	豊川町 三明寺
	平成2年3月19日	財賀寺仁王門・本堂内厨子	財賀町 財賀寺
絵画	大正7年4月8日	絹本著色王宮曼荼羅図	御津町広石 大恩寺
彫刻	大正3年8月25日	木造地藏菩薩立像	豊川町 妙巖寺
	昭和6年12月14日	木造千手観音立像	御津町赤根 法住寺
	昭和55年6月6日	木造金剛力士立像	財賀町 財賀寺
工芸品	大正11年7月15日	銅鐘	八幡町 国分寺
	平成17年6月9日	菊花文三耳壺 丹波	愛知県陶磁美術館 個人蔵
書跡	昭和36年6月30日	大般若経	小坂井町 菟足神社
史跡	大正11年10月12日	三河国分寺跡	八幡町本郷 豊川市他
	大正11年10月12日	三河国分尼寺跡	八幡町忍地 豊川市他
	令和6年2月21日	三河国府跡	白鳥町上郷中 豊川市他
天然記念物	昭和13年12月14日	牛久保のナギ	下長山町 熊野神社
	昭和19年11月 7日	御油のマツ並木	御油町 愛知県他

県指定

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
建造物	昭和29年2月5日	大恩寺山門	御津町広石 大恩寺
	昭和30年7月1日	黒門	萩町 龍源寺
	平成4年2月28日	三明寺本堂	豊川町 三明寺
絵画	昭和33年6月21日	蓮の図	御津町広石 大恩寺
	昭和33年6月21日	阿弥陀廿五菩薩来迎図	御津町広石 大恩寺
	昭和56年11月20日	絹本著色釈迦如来像	赤坂町 正法寺
彫刻	昭和30年7月1日	木造宗鼎仲易肖像	萩町 龍源寺
	昭和30年7月1日	木造聖観音立像	赤坂町 長福寺
	昭和32年1月12日	木造狛犬附神社古記録第1号	下長山町 熊野神社
	昭和32年1月12日	木造薬師如来坐像	八幡町 国分寺
	昭和33年3月29日	木造狛犬	八幡町 八幡宮
	昭和33年3月29日	木造阿弥陀如来坐像	個人蔵
	昭和53年3月15日	木造阿弥陀如来坐像	財賀町 財賀寺
	平成8年3月18日	木造宝冠阿弥陀如来坐像	財賀町 財賀寺
工芸品	昭和30年7月1日	柱杖	萩町 龍源寺
	昭和33年6月21日	木彫天宇受売命面	八幡町 八幡宮
	昭和39年10月14日	梵鐘	小坂井町 菟足神社
考古資料	昭和38年4月19日	千両の銅鐸	千両町 犬頭神社
	昭和49年7月3日	広石の銅鐸	個人蔵
	昭和50年6月16日	田峰の銅鐸	一宮町 砥鹿神社
	昭和54年6月13日	海獣葡萄鏡(付 鉄刀)	豊川市桜ヶ丘ミュージアム 豊川市
	平成5年2月26日	鳥鈕蓋付台付壺	豊川市桜ヶ丘ミュージアム 豊川市
有形民俗文化財	昭和40年5月21日	菟足神社祭礼古面	小坂井町 菟足神社
	平成11年11月26日	算額	御津町御馬 引馬神社
無形民俗文化財	昭和29年3月12日	菟足神社の田祭り	小坂井町 菟足神社
	昭和43年3月11日	進雄神社の奉納綱火	豊川西町 進雄神社
	平成21年1月23日	牛久保の若葉祭	牛久保町 八幡社
史跡	昭和29年3月12日	炭焼古墳群	東上町 豊川市
	昭和53年5月29日	旗頭山尾根古墳群	金沢町藤弦 金沢御菌組 新城市八名井区 新城市八名井
天然記念物	昭和41年1月17日	宝円寺のシダレザクラ	上長山町 宝円寺
	昭和47年6月7日	砥鹿神社奥宮(本宮山)の社叢	上長山町 砥鹿神社
	昭和47年6月7日	砥鹿神社のケヤキ	一宮町 砥鹿神社

市指定

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
建造物	昭和52年3月1日	大橋屋（旧旅籠鯉屋）	赤坂町 豊川市
	昭和57年9月29日	佐脇神社撰社五社宮本殿	御津町下佐脇 佐脇神社
	昭和63年3月28日	妙劉寺の本堂内陣	東上町 妙劉寺
	平成10年3月3日	伊奈天神社社殿	伊奈町 若宮八幡社
	平成17年8月20日	星野神社本殿	平尾町 星野神社
	平成25年1月21日	砥鹿神社西参道石鳥居	一宮町 砥鹿神社
	平成25年1月21日	菟足神社西参道石鳥居	小坂井町 菟足神社
絵画	昭和47年11月30日	阿弥陀三尊画像	西豊町 光明寺
	昭和47年11月30日	羅漢画像	西豊町 光明寺
	昭和47年11月30日	不動明王三尊画像	財賀町 財賀寺
	昭和47年11月30日	不動明王画像	財賀町 財賀寺
	昭和47年11月30日	阿弥陀三尊画像	御油町 東林寺
	昭和47年11月30日	来迎阿弥陀三尊画像	御油町 東林寺
	昭和53年3月31日	阿弥陀三尊来迎之図	赤坂町 浄泉寺
	昭和53年3月31日	釈迦出山之図	萩町 龍源寺
	昭和53年3月31日	十三仏唐画	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	十三仏古画像	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	関白草紙	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	業平涅槃之図	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	不動尊画像	赤坂町 正法寺
	昭和63年3月28日	妙劉寺の涅槃図	東上町 妙劉寺
昭和63年3月28日	松源院の孤雲懷髻像	上長山町 松源院	
平成8年3月1日	下佐脇村梅藪村の蛤取場諍論の論所絵図	御津町下佐脇 佐脇神社	
平成8年3月1日	敬円寺の方便法身尊形図	御津町御馬 敬円寺	
平成10年12月21日	加藤元白筆 東光寺の絵画	橋尾町 東光寺	
彫刻	昭和47年11月30日	木造来迎阿弥陀如来立像	西豊町 光明寺
	昭和47年11月30日	木造十一面観音菩薩立像	東豊町 観音堂
	昭和47年11月30日	木造薬師如来坐像	牛久保町 東勝寺
	昭和47年11月30日	木造摩利支天騎像	牛久保町 長谷寺
	昭和47年11月30日	木造聖観音菩薩立像	南大通 善光庵
	昭和47年11月30日	木造地藏菩薩立像	財賀町 財賀寺
	昭和47年11月30日	木造五大明王像	財賀町 財賀寺
	昭和47年11月30日	木造阿弥陀如来立像	白鳥町 法雲寺
	昭和47年11月30日	木造延命地藏菩薩半跏像	白鳥町 法雲寺
	昭和47年11月30日	木造阿弥陀如来坐像	八幡町 西明寺
	昭和47年11月30日	木造阿弥陀如来立像	御油町 東林寺
	昭和47年11月30日	木造毘沙門天立像	御油町 東林寺
	昭和47年11月30日	木造青面金剛立像	御油町 東林寺
	昭和48年3月6日	木造地藏菩薩立像	花井町 花井寺
	昭和48年3月6日	木造毘沙門天立像	花井町 花井寺
	昭和48年3月6日	木造韋駄天立像	花井町 花井寺
	昭和48年3月6日	木彫翁面・福面	市田町 伊知多神社
	昭和53年3月31日	薬師如来坐像	赤坂町 浄泉寺
	昭和53年3月31日	観音立像	赤坂町 長福寺
	昭和53年3月31日	観音立像	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	聖徳太子立像	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	馬頭観音坐像	萩町 善住寺
	昭和63年3月28日	法幢院の地藏菩薩像	江島町 法幢院
昭和63年3月28日	西漸寺の菩薩像	大木町 西漸寺	
平成3年9月11日	木造観音二十八部衆	財賀町 財賀寺	
平成3年9月11日	木造阿弥陀如来立像	牛久保町 大聖寺	
工芸品	昭和43年10月1日	木造百万塔	花井町 花井寺
	昭和43年10月1日	銅鐘	国府町 守公神社
	昭和47年11月30日	能面	豊川西町 進雄神社

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
工芸品	昭和47年11月30日	青銅造弥勒仏頭	南大通 善光庵
	昭和53年3月31日	鰐口	赤坂町 浄泉寺
	昭和53年3月31日	網代団扇	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	木蘭地袈裟	赤坂町 正法寺
	昭和63年3月28日	稻荷神社の鰐口	一宮町 稻荷神社
	昭和63年3月28日	松源院の二十五条袈裟	上長山町 松源院
	昭和63年3月28日	松源院の拄杖	上長山町 松源院
	昭和63年3月28日	砥鹿神社の和鞍	一宮町 砥鹿神社
	平成6年3月10日	仲仙寺の梵鐘	御津町金野 仲仙寺
	平成6年3月10日	御津神社の梵鐘	御津町広石 御津神社
	平成8年3月1日	御津神社の鰐口	御津町広石 御津神社
	平成9年2月28日	佐脇神社の鰐口	御津町上佐脇 佐脇神社
	平成9年2月28日	引馬神社の鰐口	御津町御馬 引馬神社
	平成9年2月28日	御津神社の鰐口	御津町広石 御津神社
	平成9年2月28日	御津神社の鰐口	御津町広石 御津神社
	平成10年3月3日	唐花唐草螺鈿鞍	小坂井町 菟足神社
	平成10年3月3日	報恩寺の鰐口	小坂井町 報恩寺
	平成10年12月21日	木造百万塔	個人蔵
	平成13年6月22日	梵鐘	森6丁目 昌林寺
	平成13年6月22日	鰐口	下長山町 熊野神社
平成13年6月22日	鰐口	正岡町 素盞鳴神社	
書跡 (古文書含む)	昭和43年10月 1日	今川義元安堵状：白山先達	財賀町 財賀寺
	昭和43年10月 1日	今川義元安堵状：寺領安堵	財賀町 財賀寺
	昭和43年10月 1日	今川氏真安堵状	八幡町 八幡宮
	昭和43年10月 1日	今川氏真制札	八幡町 八幡宮
	昭和43年10月 1日	今川義元安堵状	八幡町 八幡宮
	昭和48年3月6日	仮名書金剛般若波羅蜜經	花井町 花井寺
	昭和51年10月30日	今川義元安堵状	豊川町 三明寺
	昭和51年10月30日	今川氏真安堵状	豊川町 三明寺
	昭和51年10月30日	徳川家康安堵状	豊川町 三明寺
	昭和51年10月30日	今川氏真安堵状	牛久保町 大聖寺
	昭和51年10月30日	今川義元安堵状	財賀町 財賀寺
	昭和51年10月30日	今川氏真安堵状：永禄3年	財賀町 財賀寺
	昭和51年10月30日	今川氏真安堵状：永禄4年	財賀町 財賀寺
	昭和51年10月30日	牧野田三平信成寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和51年10月30日	信近寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和51年10月30日	牧野成敏寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和51年10月30日	牧野成敏寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和51年10月30日	牧野民部丞平成勝寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和51年10月30日	牧野三郎次郎寄進状	八幡町 八幡宮
	昭和53年3月31日	六字名号	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	六字名号	赤坂町 正法寺
	昭和53年3月31日	九字名号	赤坂町 正法寺
	昭和55年5月28日	大般若經とその収納箱	大木町 進雄神社
	昭和61年3月15日	西明寺文書 (一括)	八幡町 西明寺
	昭和63年3月28日	妙劉寺寺領寄進状	東上町 妙劉寺
	昭和63年3月28日	大木の伝馬免許状	大木町 大木区
	平成 3年 9月11日	今川義元寄進状	花井町 花井寺
	平成 3年 9月11日	今川義元安堵状	花井町 花井寺
	平成6年3月10日	御津神社の大般若經	御津町広石 御津神社
	平成7年1月24日	大恩寺文書	御津町広石 大恩寺
平成7年1月24日	法住寺文書	御津町赤根 法住寺	
平成7年1月24日	渡辺富秋文書	御津町広石 豊川市	
平成9年2月28日	切支丹訴人制札	御津町上佐脇 佐脇神社	
平成10年3月3日	家康の制札	小坂井町 菟足神社	
平成10年3月3日	家康制札の写札	小坂井町 菟足神社	

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
書跡 (古文書含む)	平成10年3月3日	松平甚太郎の制札	小坂井町 菟足神社
	平成25年1月21日	今川義元禁制	小坂井町 菟足神社
	//	今川氏真禁制	小坂井町 菟足神社
考古資料	平成4年1月23日	渥美刻文壺	御津町広石 豊川市
歴史資料	昭和56年3月1日	宇治川先陣争図(絵馬)	赤坂町 宮道天神社
	昭和61年3月15日	御油宿交通資料 (一括)	御油町 御油連区
	昭和63年3月28日	江島の村絵図と古文書	江島町 江島区
	平成5年8月12日	三河国二葉松	下長山町 徳宝院
	平成10年3月3日	本多家の面頬	伊奈町 若宮八幡社
	平成10年3月3日	伊奈城之図	伊奈町 東漸寺
	平成10年3月3日	報恩寺の絵馬	小坂井町 報恩寺
	平成10年3月3日	報恩寺の俳諧奉納額	小坂井町 報恩寺
	平成11年12月1日	西原の山論絵図と古文書	西原町 西原区
	平成15年2月19日	村田五郎左衛門日記	赤坂町 個人蔵
	平成15年2月19日	赤坂旧事記	赤坂町 個人蔵
	平成15年2月19日	算額	赤坂町 個人蔵
	平成15年2月19日	三宝赤駅神事集	赤坂町 個人蔵
平成15年2月19日	鈴木金四郎清房一世之記	赤坂町 個人蔵	
有形民俗文化財	昭和45年3月19日	引馬神社八幡社の笹踊りの衣裳	御津町御馬 引馬神社
	昭和52年3月1日	長沢「フロノ下」の猪垣	長沢町 個人所有
	昭和52年3月1日	長沢の三尊種子板碑	長沢町 個人所有
	昭和52年3月1日	赤坂の高札	赤坂町 豊川市
	昭和52年3月1日	龍源寺の栴	萩町 龍源寺
	昭和52年3月1日	龍源寺の板碑	萩町 龍源寺
	平成4年7月20日	音羽赤坂人形	赤坂町 豊川市
	平成10年3月3日	菟足神社祭礼古面	小坂井町 菟足神社
	平成10年6月1日	赤坂の舞台	赤坂町 豊川市
	平成17年8月20日	八幡宮祭礼用具	八幡町 八幡宮
無形民俗文化財	昭和40年7月1日	お田植祭	財賀町 財賀寺
	昭和45年3月19日	引馬神社八幡社の祭礼笹踊り七福神踊り	御津町御馬 引馬神社
	昭和45年3月19日	萩原神社祭礼の獅子舞神楽	御津町赤根 萩原神社
	昭和55年5月28日	はんにゃさま	大木町 大木区
	昭和57年3月29日	三河一宮地搦唄	地搦唄保存会
	平成9年2月28日	長松寺のどんき	御津町下佐脇 長松寺
	平成10年12月21日	田遊祭	一宮町 砥鹿神社
	平成10年12月21日	粥占祭	一宮町 砥鹿神社
	平成10年12月21日	火舞祭	一宮町 砥鹿神社
	平成11年12月1日	金沢歌舞伎	金沢歌舞伎
	平成13年6月22日	躍山境おどり	躍山境おどり保存会
	平成27年2月10日	菟足神社の風祭り	菟足神社及び氏子
史跡	昭和40年7月1日	船山古墳	八幡町 豊川市
	昭和42年4月1日	水神平遺跡	上長山町 豊川市他
	昭和42年4月1日	念仏塚1号墳	大木町 福寿院
	昭和44年2月3日	河原田遺跡	御津町上佐脇 個人所有
	昭和44年2月3日	長床遺跡 付出土土器	御津町御馬 豊川市
	昭和44年2月3日	穴観音古墳	御津町豊沢 大岩寺
	昭和44年2月3日	船山古墳	御津町広石 御津神社
	昭和44年2月3日	茂松城跡	御津町広石 個人所有
	昭和44年2月3日	御馬城跡	御津町御馬 豊川市
	昭和44年2月3日	竹本城跡	御津町広石 個人所有
	昭和44年2月3日	西方古壘跡	御津町西方 個人所有
	昭和45年3月19日	横穴古墳群	御津町金野 個人所有
	昭和45年3月19日	弥勒寺跡	御津町豊沢 個人所有
	昭和45年3月19日	持統上皇行在所伝承地	御津町下佐脇 個人所有
	昭和45年3月19日	万葉地名引馬野伝承地	御津町御馬 引馬神社
	昭和45年3月19日	御馬湊 付御城米積立場跡	御津町御馬 豊川市
	昭和47年11月30日	山本勘助の墓	牛久保町 長谷寺
	昭和47年11月30日	牧野成定公廟	千歳通4 光輝院
	昭和49年3月18日	丹野城跡	御津町金野 個人所有
	昭和51年10月30日	今川義元公墓所	牛久保町 大聖寺

種別	指定年月日	名称	所在 所有者
史跡	昭和51年10月30日	芭蕉句碑	八幡町 西明寺
	昭和55年2月1日	岩略寺城跡	長沢町 豊川市他
	昭和55年9月1日	佐脇刀祢太夫の墓	御津町下佐脇 下佐脇区
	平成7年2月13日	牧野城跡	牧野町 豊川市
	平成9年3月3日	菟足神社貝塚	小坂井町 菟足神社
	〃	平井稻荷山貝塚・平井遺跡	平井町 平井八幡社他
	〃	五社稻荷古墳	小坂井町 五社稻荷社
	〃	糟塚古墳	小坂井町 五社稻荷社
	〃	観音山古墳	小坂井町 五社稻荷社
	〃	柏木浜	平井町 平井八幡社
	〃	伊奈城跡	伊奈町 豊川市他
	〃	花ヶ池	伊奈町 豊川市他
	〃	お松見	伊奈町 東漸寺
	平成13年8月1日	一宮砦跡	一宮町 個人所有
	平成30年4月25日	豊川海軍工廠遺跡 旧第一火薬庫 旧第三信管置場	穂ノ原三丁目 豊川市
名勝	昭和42年4月1日	牛の滝とその付近の自然	東上町 簗繰神社
天然記念物	昭和43年10月1日	玉林寺のクス	麻生田町 玉林寺
	昭和44年2月3日	観音寺の大クス	御津町上佐脇 観音寺
	昭和52年3月1日	宮路山コアブラツツジ自生地	赤坂町 豊川市
	〃	杉森八幡社のクスノキ	赤坂町 杉森八幡社
	〃	善住寺のヤマモモ	萩町 善住寺
	昭和55年5月28日	帯川のホタル	大木町 大木区
	昭和55年6月1日	正法寺のワビスケ	赤坂町 正法寺
	〃	正法寺のイヌマキ	赤坂町 正法寺
	〃	長福寺のヤマザクラ	赤坂町 長福寺
	昭和56年3月1日	関川神社のクスノキ	赤坂町 関川神社
	昭和63年3月28日	江島神社のクスノキ	江島町 江島神社
	〃	服織神社のツガ	足山田町 服織神社
	平成3年7月26日	富士神社のコバノミツバツツジ自生地	萩町 富士神社他
	平成4年1月23日	広幡神社のヤマモモ	御津町西方 広幡神社
	〃	灰野のヤブニッケイ	御津町金野 個人所有
	〃	松沢寺のヤマザクラ	御津町金野 松沢寺
	〃	御津神社のクスノキ	御津町広石 御津神社
	平成7年2月13日	財賀寺のヒメハルゼミと生息地	財賀町観音山一帯
	平成8年3月1日	御津山のヒメハルゼミの棲息地	御津町広石 豊川市
	平成10年12月21日	簗繰神社の社叢	東上町 簗繰神社
平成21年6月17日	財賀寺のツガ	財賀町 財賀寺	
〃	長草素盞鳴神社のクスノキ	長草町 素盞鳴神社	
〃	若宮八幡社のイヌマキ	伊奈町 若宮八幡社	
〃	東漸寺のタブノキ	伊奈町 東漸寺	

登録有形文化財

種別	登録年月	名称	所在 所有者
建造物	平成16年3月	旧今泉医院診療棟	御津町御馬 個人所有
	平成16年3月	旧今泉医院病室棟	御津町御馬 個人所有
	平成16年3月	旧今泉医院手洗い場	御津町御馬 個人所有
	平成16年7月	白井家住宅主屋	国府町 個人所有
	平成19年12月	トヨタック本社社屋 (旧豊川電話中継所本屋)	西豊町 (株)トヨタック
	平成19年12月	トヨタック本社倉庫 (旧豊川電話中継所倉庫)	西豊町 (株)トヨタック
	平成19年12月	旧豊川電話装荷線輪用櫓	野口町 個人所有
	平成26年10月	財賀寺本堂	財賀町 財賀寺
	平成26年10月	財賀寺三十三観音堂	財賀町 財賀寺
	平成26年10月	財賀寺文殊堂	財賀町 財賀寺
	平成26年10月	八所神社本殿	財賀町 八所神社
	平成26年10月	八所神社拝殿	財賀町 八所神社
	平成29年10月	大谷家住宅主屋	足山田町 個人所有
	平成29年10月	大谷家住宅土蔵	足山田町 個人所有
	平成29年10月	大谷家住宅米蔵	足山田町 個人所有
	平成29年10月	大谷家住宅渡廊下	足山田町 個人所有
	令和4年2月	中村家住宅主屋	篠束町 個人所有

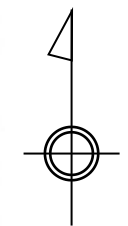
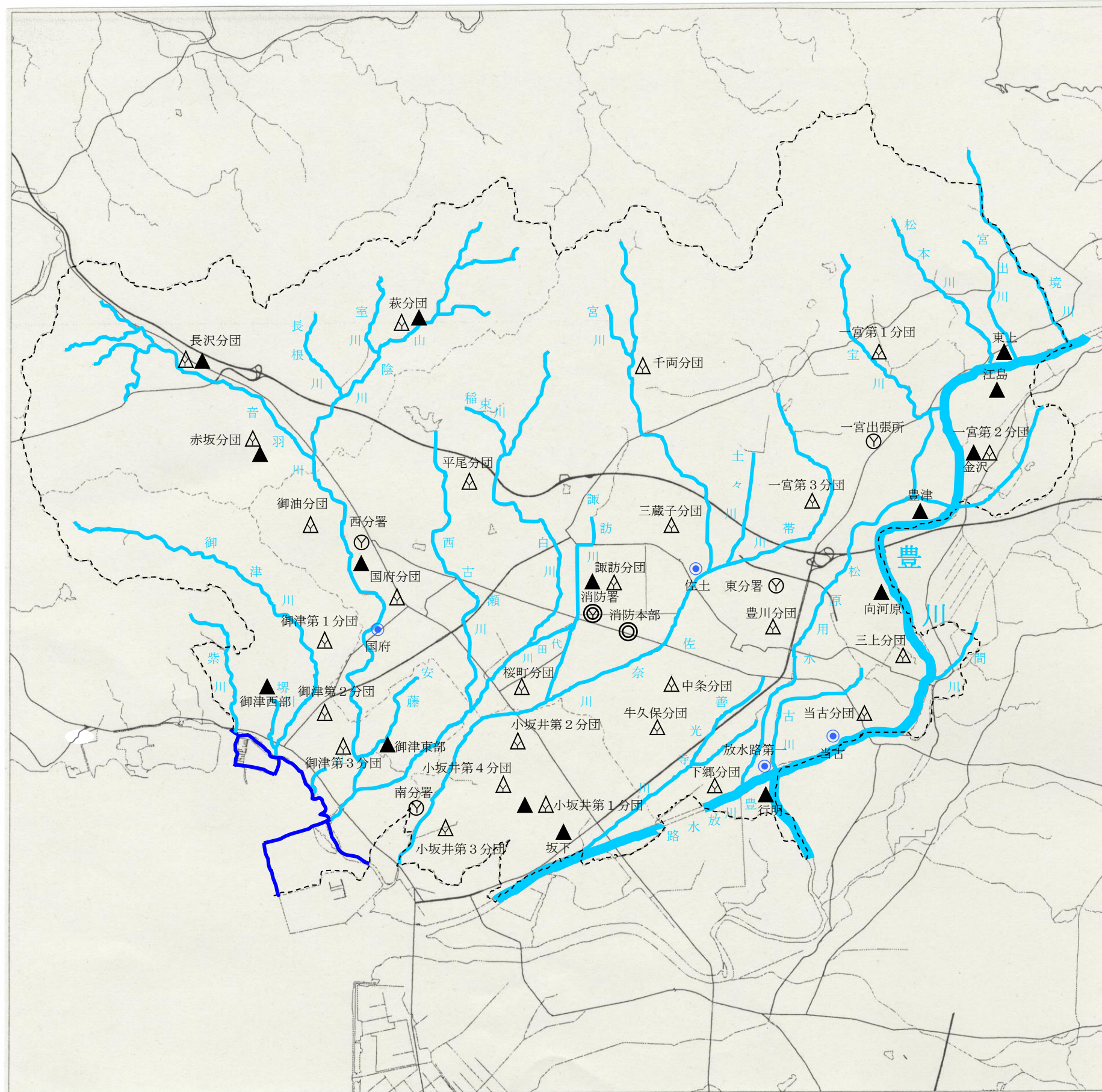
13-8 文教施設の現況

単位:㎡

令和7年5月1日現在

学校名	建物面積(㎡)						敷地面積			
	校舎				屋体	武道場	保有面積			
	R	S	W	計			建物	運動場	その他地	計
豊川小	4,584	40		4,624	848		9,630	11,609		21,239
東部小	5,279			5,279	876		8,943	9,817		18,760
桜木小	4,202			4,202	848		8,186	11,427		19,613
三蔵子小	5,241	92		5,333	848		7,824	8,912	1,741	18,477
千両小	4,155			4,155	848		7,040	14,650	37	21,727
牛久保小	5,198			5,198	848		4,501	10,064		14,565
中部小	6,077			6,077	848		13,235	12,181		25,416
八南小	6,117			6,117	848		9,014	9,034		18,048
平尾小	3,746	54		3,800	848		5,951	6,051	10,296	22,298
国府小	5,511	69		5,580	872		9,832	13,330	1,100	24,262
桜町小	3,733			3,733	848		7,158	5,935		13,093
御油小	4,853			4,853	848		7,654	8,903		16,557
天王小	4,280			4,280	848		8,916	8,980	1,656	19,552
代田小	6,040			6,040	848		9,983	12,827		22,810
金屋小	4,842			4,842	848		5,818	9,097		14,915
豊小	5,282			5,282	848		6,961	9,148	1,576	17,685
一宮東部小	3,422	246		3,668	726		6,600	4,806	1,750	13,156
一宮西部小	4,689	173		4,862	818		10,735	4,976		15,711
一宮南部小	2,690	405		3,095	783		6,279	10,363		16,642
萩小	2,180	157		2,337	1,130		8,063	5,944	1,626	15,633
長沢小	2,609	136		2,745	853		5,058	7,029	1,491	13,578
赤坂小	4,860	14		4,874	871		8,056	10,276	16,227	34,559
御津北部小	3,645	107		3,752	1,105		6,432	8,148	320	14,900
御津南部小	6,590	244		6,834	1,271		16,022	7,096	354	23,472
小坂井東小	4,448			4,448	1,148		9,907	10,988	770	21,665
小坂井西小	5,115	323		5,438	1,141		8,612	2,065	8,857	19,534
小学校計	119,388	2,060		121,448	23,466		216,410	233,656	47,801	497,867
東部中	7,886	516		8,402	1,822	566	14,766	16,829		31,595
南部中	7,005	520		7,525	1,830	562	18,862	13,574		32,436
中部中	5,093	422		5,515	1,215	566	10,893	12,348		23,241
西部中	5,606	449		6,055	1,215	562	7,921	15,219	621	23,761
代田中	5,810			5,810	1,215	570	11,497	13,379		24,876
金屋中	5,536	420		5,956	1,219	567	10,345	14,917		25,262
一宮中	6,828	182		7,010	1,212	703	13,567	19,180	6,691	39,438
音羽中	4,569	207		4,776	1,879	380	10,901	12,578	2,013	25,492
御津中	5,340	169		5,509	2,686	458	10,570	12,863		23,433
小坂井中	8,087	53		8,140	1,752	810	12,214	11,523		23,737
中学校計	61,760	2,938		64,698	16,045	5,744	121,536	142,410	9,325	273,271
小中学校計	181,148	4,998		186,146	39,511	5,744	337,946	376,066	57,126	771,138





- 凡例
- ▲ 水防倉庫
 - 水位観測所

1 3 - 1 1 市街地の防災性能評価（平成 2 6 年度東三河地域防災協議会研究成果）

概要

市街地の地震災害に対する脆弱性を客観的かつ定量的に評価するため、まちの燃えやすさ、建物の倒れやすさ、避難の難しさといった観点で市街化区域内的の「延焼危険性評価」及び「災害時行動困難性評価」の 2 項目の評価を実施。

市街化区域内を広幅員の道路や河川、鉄道といった地形地物にて 159 地区に区分し、地区単位の評価結果を相対評価として図表示。

■延焼危険性評価【平均値 0.20（%／㎡）】

地区単位内の全ての木造建物に対して、出火を想定した延焼シミュレーションを実施し、その結果を平均化した延焼確率（まちの燃えやすさ）を示す。

数値が上がるほど延焼危険性は高い結果を示す。

■災害時行動困難性評価【平均値 27.73（%／棟）】

地区単位内の各建物から一次避難地までの起終点間において、建物倒壊（建物の倒れやすさ）や瓦礫流出などの道路閉塞確率を掛け合わせ、その結果を平均化した到達できない確率（避難の難しさ）を示す。

数値が上がるほど避難が難しい結果を示す。

■延焼危険性評価



■災害時行動困難性評価



13-12 豊川市における過去の主要な災害一覧

令和8年1月1日現在

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
1989 (平 元.1.19~20)	大雨			1(床上) 11(床下)	畑冠水 1.6ha
1990 (平 2.5.4~5)	大雨			1(床下)	公共土木施設被害 19 箇所
1990 (平 2.9.19~20)	台風 19 号	1(軽傷)	3(一部損壊)		停電 1,000 戸
1990 (平 2.9.30)	台風 20 号			3(床上) 74(床下)	公共土木施設被害 22 箇所 崖崩れ 2 箇所
1991 (平 3.9.13~14)	台風 17 号			2(床上) 3(床下)	
1991 (平 3.9.18~19)	台風 18 号			2(床下)	道路損壊 3 箇所、道路冠水 20 箇所
1993 (平 5.9.8~9)	台風 14 号			2(床下)	公共土木施設被害 6 箇所 道路損壊 2 箇所、道路冠水 1 箇所
1994 (平 6.9.17~18)	大雨			6(床上) 98(床下)	公共土木施設被害 3 箇所 道路冠水 5 箇所
1994 (平 6.9.29~30)	台風 26 号		3(一部損壊)	1(床下)	道路冠水 19 箇所
1997 (平 9.3.16)	地震				愛知県東部 M5.8 豊川震度 4 公共建物被害 3 棟
1997 (平 9.10.6~7)	大雨			1(床下)	
1999 (平 11.9.21~24)	台風 18 号 及び竜巻	2(重傷) 36(軽傷)	1(全壊) 2(半壊) 341(一部損壊)		公共土木施設被害 11 箇所 停電 2,500 戸、断水 80 戸 被害総額 909,000 千円 避難所 2 箇所
2000 (平 12.9.11~12)	大雨			1(床上)	公共土木施設被害 6 箇所 道路損壊 1 箇所、道路冠水 5 箇所
2000 (平 12.10.31)	地震				三重県中部 M5.5 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3
2001 (平 13.4.3)	地震				静岡県中部 M5.1 一宮震度 3
2001 (平 13.7.19)	大雨			8(床下)	道路冠水 2 箇所 被害総額 1,000 千円
2001 (平 13.8.21~22)	台風 11 号				道路冠水 6 箇所、停電 310 戸 被害総額 30 千円 避難所 3 箇所

年 月 日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2001 (平 13.9.27)	地震				愛知県西部 M4.3 豊川震度 3、一宮震度 3、 御津震度 3、小坂井震度 3
2002 (平 14.8.15)	大雨			1(床下)	道路冠水 3 箇所
2002 (平 14.10.1)	台風 21 号		4(一部損壊)		道路冠水 1 箇所
2003 (平 15.8.7~9)	台風 10 号			2(床下)	公共土木施設被害 2 箇所 道路冠水 2 箇所、停電 15 戸 被害総額 7,650 千円 避難所 2 箇所
2004 (平 16.1.6)	地震				熊野灘 M5.4 音羽町震度 3、御津町震度 3
2004 (平 16.6.19~21)	台風 6 号		1(一部損壊)		公共土木施設被害 8 箇所 道路冠水 1 箇所、避難所 1 箇所
2004 (平 16.9.5)	地震				紀伊半島沖 M6.9 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3
2004 (平 16.9.5)	地震				東海道沖 M7.4 御津震度 4、豊川震度 3、 一宮震度 3、音羽震度 3、 小坂井震度 3
2004 (平 16.10.8~9)	台風 22 号			2(床上)	道路損壊 2 箇所、道路冠水 7 箇所 停電 15 戸、崖崩れ 1 箇所 被害総額 7,650 千円 避難所 5 箇所、避難者数 2 名
2004 (平 16.10.19~21)	台風 23 号				道路冠水 9 箇所、崖崩れ 1 箇所、 停電 400 戸 被害総額 500 千円
2008 (平 20.8.28~30)	8 月末豪雨			1(床上)	公共土木施設被害 6 箇所 被害総額 220 千円
2009 (平 21.8.11)	地震				駿河湾 M6.5 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3、 小坂井震度 3
2009 (平 21.10.7~8)	台風 18 号	3(重傷) 1(軽傷)	2(全壊) 1(半壊) 161(一部損壊)	1(床上) 4(床下)	公共土木施設被害 27 箇所 道路冠水 5 箇所 被害総額 1,749,510 千円 避難所 24 箇所、避難者数 55 名
2010 (平 22.2.28)	千り地震				9:33 伊勢・三河湾(1m) 津波警報 21:13 津波警報→津波注意報 23:36 津波注意報解除

年 月 日	原因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2011 (平 23.3.11)	東日本大震災				14:46 三陸沖 M9.0 最大震度 7 15:14 伊勢・三河湾 津波注意報 15:30 津波注意報→警報 3/12 13:50 津波警報→注意報 20:20 津波注意報解除 豊川震度 3、一宮震度 3、 小坂井震度 3 三河港津波最大値 60cm 御幸浜津波高 50cm 避難所 1 箇所
2011 (平 23.3.15)	地震				静岡県東部 M6.4 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、小坂井震度 3
2011 (平 23.9.21)	台風 15 号		11(一部損壊)	3(床下)	被害総額 216,590 千円 避難準備情報、避難勧告 避難所 10 箇所、避難者数 90 名
2011 (平 23.12.14)	地震				岐阜県美濃東部 M5.1 一宮震度 3
2012 (平 24.6.19)	台風 4 号		3(一部損壊)		道路損壊 3 箇所、道路冠水 9 箇所 被害総額 11,521 千円 避難準備情報 避難所 4 箇所、避難者数 2 名
2012 (平 24.9.30)	台風 17 号	1(軽傷)	8(一部損壊)		道路冠水 1 箇所、停電 2,080 戸 被害総額 11,687 千円 避難所 5 箇所、避難者数 8 名
2013 (平 25.8.3)	地震				遠州灘 M4.9 豊川震度 3、一宮震度 3、 音羽震度 3、御津震度 3 小坂井震度 3
2013 (平 25.9.15)	台風 18 号	1(重傷) 4(軽傷)	37(一部損壊)	8(床下)	道路損壊 1 箇所、道路冠水 10 箇所 被害総額 158,687 千円 避難所 1 箇所、避難者数 2 名
2013 (平 25.10.15)	台風 26 号		19(一部損壊)		道路冠水 2 箇所 停電 3,470 戸 被害総額 23,615 千円 避難所 1 箇所、避難者数 2 名
2014 (平 26.8.9~10)	台風 11 号		1(一部損壊)		
2014 (平 26.8.12)	大雨			1(床下)	
2014 (平 26.10.5~6)	台風 18 号	1(軽傷)			被害総額 2,316 千円 避難所 1 箇所、避難者数 3 名
2014 (平 26.10.13~14)	台風 19 号				避難所 5 箇所、避難者数 5 名
2015 (平 27.7.3)	大雨			1(床下)	
2015 (平 27.7.16~17)	台風 11 号				被害総額 400 千円

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2015 (平 27.8.16)	大雨			1(床上)	道路冠水 4 か所
2015 (平 27.9.8)	台風 18 号				道路損壊 2 箇所、道路冠水 1 箇所 被害総額 1,340 千円
2015 (平 27.9.18)	千代沖地震				3:00 伊勢・三河湾 津波注意報 16:40 津波注意報解除
2017 (平 29.6.21)	大雨			3(床下)	道路損壊 2 箇所、冠水 4 箇所 避難準備・高齢者等避難開始 避難所 7 箇所(2 世帯 5 名)
2017 (平 29.8.7)	台風 5 号 及び突風				一部損壊 7 棟 農産被害 4,903 千円
2017 (平 29.10.22)	台風 21 号				道路損壊 1 箇所、公共土木施設 3,000 千円 農産被害 34,320 千円、畜産被害 2,800 千円 避難所 25 箇所(8 世帯 11 名)
2017 (平 29.10.29)	台風 22 号				農産被害 1,500 千円 畜産被害 1,000 千円
2018 (平 30.7.28)	台風 12 号				農産被害 45,670 千円 畜産被害 1,150 千円 避難所 25 箇所(6 世帯 12 名)
2018 (平 30.9.4)	台風 21 号				避難所 25 箇所(19 世帯 32 名)
2018 (平 30.9.30)	台風 24 号	1(軽傷)		1(床下)	道路冠水 2 箇所 農産被害 66,940 千円 畜産被害 10,050 千円 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 避難所 25 箇所(79 世帯 169 名)
2019 (令 1.10.11~12)	台風 19 号				道路冠水 3 箇所 避難準備・高齢者等避難開始 避難所 25 箇所(48 世帯 81 名)
2020 (令 2.7.6~8)	大雨				道路損壊 1 箇所 堤防損壊 1 箇所
2020 (令 2.7.9~11)	大雨				道路損壊 1 箇所 道路冠水 1 箇所
2020 (令 2.7.25)	大雨				西古瀬川越水 1 箇所
2020 (令 2.9.27)	地震				13 時 13 分頃静岡県西部 M5.3 最大震度 4 (一宮震度 4、豊川・音羽、御津震度 3)
2021 (令 3.7.2~3)	大雨				道路冠水 12 箇所 河川越水 2 箇所 崖くずれ 1 箇所
2021 (令 3.8.9)	突風		28(一部損壊)		公立文教施設被害 10,000 千円 農産被害 27,450 千円
2021 (令 3.8.18~19)	大雨			2(床下)	道路冠水 19 箇所 レベル 3 高齢者等避難 避難所 8 箇所(2 世帯 6 名)

年 月 日	原 因	死者数 負傷者数	全壊 半壊	床上浸水 床下浸水	摘要
2022 (令 4.8.31~9.1)	大雨			1(床下)	道路冠水 1箇所 山蔭川越水 1箇所 佐奈川越水 1箇所
2022 (令 4.9.23~9.24)	台風 15号				道路冠水 1箇所 御津川法面崩壊 1箇所
2023 (令 5.6.2)	大雨		2(全壊) 2(大規模半壊) 19(半壊)	273(床上) 276(床下)	非住家被害 95棟 車両被害 1,493台 河川越水 17河川 道路損壊 145箇所 林道被害 21路線 農業被害 1,644,420千円 学校被害 2箇所 レベル4 避難指示 レベル5 緊急安全確保 避難所 28箇所(283世帯 553人)
2024 (令 6.8.8)	地震				宮城県日向灘(震度6弱、M7.1)発生 17時 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 発表 19時15分 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表
2024 (令 6.8.27~9.1)	台風 10号				道路損壊 1箇所 道路冠水 1箇所 河川法面崩壊 1箇所 公立文教施設 1箇所 108千円 農林水産業施設 297千円 農産被害 8,280千円 林産被害 218千円 畜産被害 1,000千円
2025 (令 7.7.30~7.31)	カムチャツカ 半島付近の 地震				7月30日 8時25分 カムチャツカ半島付近 M8.7 8時37分 伊勢・三河湾に津波予報(若干の海面変動) 9時40分 伊勢・三河湾に津波注意報 7月31日 10時45分 伊勢・三河湾の津波注意報解除

※ 愛知県防災安全局防災部災害対策課発行 災害の記録、豊川市地域防災計画、災害発生状況等(確定報告等)、時系列による

